

課題説明シート

タイトル	岡崎市都市計画マスタープランの改定について	
課題を抱える事業等の概要	都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画である西三河都市計画区域マスタープランや第 7 次岡崎市総合計画に即して策定します。 本市では、令和 3 年 3 月に岡崎市都市計画マスタープラン（以下、本マスタープラン）を策定し、都市づくりに向けての目指すべき都市像や都市計画の方針を位置付けています。	
課題の概要	本マスタープランは、2030 年までの約 10 年間を計画期間とし、計画策定から概ね 5 年が経過する時点で、施策の進捗状況や人口減少転換地点の早期化をはじめとした社会情勢の変化を考慮した、計画の見直しを行う必要があります。	
課題解決の手段・道筋	関係各部署や外部有識者との意見調整、住民説明会やパネル展示による住民周知を図りながら、令和 7 年度末に改定する予定です。	
課題解決にあたっての留意事項等	第 7 次岡崎市総合計画や岡崎市土地利用基本計画等により、岡崎市の土地利用に関する基本方針が示されています。 本マスタープランの改定は、これらの方針を踏まえて実施します。	
担当部署	都市政策部都市計画課企画調査係 TEL：0564-23-6260	
参考情報 (関連HPや計画等)	名称	URL
	第 7 次岡崎市総合計画	https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1319/p028776.html
	西三河都市計画区域マスタープラン（愛知県）	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/20190329kuikimasu.html
	岡崎市土地利用基本計画	https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1402/1420/p019973.html
	岡崎市立地適正化計画	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p021041.html